［削る］

登録の年月日	
登録の有効期間	
無線設備の設置場所若しくは無線設備を設置しようとする区域又は移動範囲	
周波数及び空中線電力	
備考	

法律に別段の定めがある場合を除くほか、この無線局の無線設備を使用し、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

年　月　日

（何）総合通信局長（注）　㊞

短辺　（日本工業規格Ａ列４番）

注　沖縄の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

別表第五号の十一　包括登録に係る無線局の開設届出書の様式（第25条の23第３項関係）

包括登録に係る無線局の開設届出書

年　月　日

（何）総合通信局長（注１）殿

届出者（注２）　住所（ふりがな）

氏名又は名称（ふりがな）　㊞

電波法第27条の31の規定により、包括して登録を受けている無線局に関して、下記のとおり開設したので、届け出ます。

記

１　登録の番号	
２　登録の年月日	
３　登録局を開設した日	
４　運用開始の期日	
５　無線設備の設置場所又は移動範囲	コード［　　］
６　無線設備の常置場所	コード［　　］
７　無線設備の工事設計の内容	
⑴　識別符号	
⑵　適合表示無線設備の番号	
⑶　無線設備の製造番号	